

① 今年度 法人税調査ポイント

② 再任用調査官への対応

人事異動後の8月から税務調査が本格化します。最近は、実地調査の着手時期が早くなっていますが、12月末までにどれだけ深度のある調査をできるのか調査官の腕の見せ所です。基本的に法人税調査ポイントは年度で大きく変わることはありませんが、国税通則法が改正された後は、調査手続きがきちんと取られているか顧問税理士としては、納税者のためにしっかりと抑えておく必用があります。今回は、当局側がどのような調査態勢をとり、何を重点項目として調査手続きを進めているのか、具体的に解説します。また、再任用調査官への対応についても紹介します。

租税調査研究会：税務に関するシンクタンク。所得、法人、消費、資産、査察、国際、徴収を専門にした国税OB税理士が所属。税務審理・調査などのアドバイス及び教育などを手がけて

日時 平成30年8月21日(火)

16:00～18:00 (受付開始15:45)
*懇親会 18:30～ 開催いたします(有料)

会場 大槻経営労務管理事務所内セミナールーム

東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル8F

受講料 会員無料 **定員になり次第〆切とさせていただきます。**

懇親会費 5000円(1人につき)

申込方法 受講申込書にご記入の上、FAX(03-5579-9083)もしくは、e-mail(tax@zeimusoudan.biz)にてお申し込みください。お申し込み受け付け後、e-mailにて受講確認の連絡をさせていただきます。



講師

鈴木 茂【税理士】

東京国税局査察部チーフ主査(情報担当)、東京国税局の税務署法人課税部門統括国税調査官(重点調査、法人税調査、調査筆頭)等歴任。平成25年7月税務署法人課税部門上席国税調査官(再任用・法人税調査担当)。

平成28年7月退職、同年8月税理士登録。一般社団法人租税調査研究会主任研究員。

お申し込みFAX番号: 03-5570-9083 申込日: 平成 年 月 日

受講申込書	～①今年度 法人税調査のポイント ②再任用調査官への対応～ ◆懇親会 <input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席 ※いずれかにチェックをお願いします。		
フリガナ 【受講者氏名】		【会社名・事務所名】	
【ご住所】〒		【TEL】	
		【FAX】	
【E-mail】			

お問合せ先	一般社団法人租税調査研究会 〒100-0061 東京都中央区銀座1-16-5 銀座三田ビル501(担当:宮口、会田) TEL: 03-5579-9080 FAX: 03-5579-9083 E-mail tax@zeimusoudan.biz URL http://zeimusoudan.biz/
-------	---